

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第6回

熊野町農業委員会

令和5年第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年6月20日(火) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
委員	世良 次生
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第6回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番 菅尾委員、4番 井尻委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第17号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について概略をご説明させていただきます。</p> <p>本案件と、次の議案第18号については、農業委員会等に関する法律第37条に則り、農業委員会の昨年度の活動の実績と今年度の計画を、毎年公表することが定められているものでございます。</p> <p>それでは、昨年度の活動の点検・評価の概要について説明します。</p> <p>まず、5ページのIの「農業委員会の状況」は御覧のとおりとなっております。数値等は、昨年令和4年度の活動計画を作成したときと同数値となります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>II「最適化活動の実施状況」ですが、最適化活動の成果目標、(1)の農地の集積については、現在熊野町には担い手が不在で、農地の集積が困難であります。毎年、野菜づくり勉強会等を通して農業者に対し、農業の情報提供を行っていますが、集積には繋がっていないのが現状となっております。次の(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、利用状況調査後の意向確認の結果、転用及び今後耕作をしていくと回答のあった2件、0.23haについて、解消実績として計上しており、目標を達成することが出来ております。次に、(3)の新規参入の促進ですが、令和4年度は新たに農地を取得し農業を開始されて方はいませんでした。最適化活動の活動目標については、推進委員が最適化活動を行う日数目標や活動強化月間の設定については、当初の予定どおり活動をしていただきました。次のページの、新規参入相談会への参加については、本町で農業経営を行うメリットが少なく相談会に参加することは難しい状況であると</p>

	<p>考えております。制度上、目標を設定する必要があるため実績としては未達成となります。</p> <p>今年度から、推進委員等の点検・評価結果について評語の中から選択する必要があるため、どうしても期待をやや下回る結果となってしまいますが、活動計画は広島県や農業会議の確認を受けたものを策定するため、目標として最低限この数値を掲げて下さいという指示があり、本町の実態と乖離した目標となっております。</p> <p>そうした中で、農業委員の皆様や推進委員の皆様には地域等での声掛けなど、現状の出来ることを十分にご対応して頂いていると思っておりますので、こちらの評価結果については、あくまで県等としては、こういったことを目標にしていると参考程度にして頂けたらと思います。町としては、評価の仕方を含め、もう少し、町の実態に則した柔軟な評価をすることができないかと県にも相談をしていきたいと思っております。</p> <p>最後に、10ページの事務の実施状況ですが、1～3までは、農業委員会の開催状況及び許可案件の処理状況となっております。</p> <p>4の違反転用については、利用状況調査の結果、申請がなく転用している4名の方には是正通知を行い、うち1件については、後ほど追認という形にはなりますが、許可申請が提出されております。その他の案件につきましては、現在、土地所有者等と今後の対応について協議をしております。以上が活動の点検・評価の説明とさせていただきます。</p>
議長	ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第17号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第17号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第18号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第18号「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明させていただきます。</p> <p>目標の設定については、広島県就農支援課及び広島県農業会議からの指導により作成をしております。</p> <p>それでは、まず、12ページをご覧ください。</p> <p>Iの「農業委員会の状況」は、記載のとおりとなっております。数値等は、直近である農林業センサス2020の数値等をもとに作成したのとなっております。農業委員会の現在の体制につきましては、令和2年7月20日からの体制ということで、前年度と同様の記載となっております。次のページの「1最適化活動の成果目標」について、(1)農地の集積については、令和5年2月20日の委員会で、審議頂きました熊野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」において設定された目標値をもとに設定させていただきます。 (2)遊休農地の解消については、昨年度の利用状況調査により判明した遊休農地面積の5分の1を目標値として設定するよう定められているため、0.5haのうち0.1haを解消するとしております。 次のページの(3)新規参入の促進については、過去3年間の農地法第3条による権利移動面積の平均の1割以上が目標値となるため、0.2haを目標としております。</p> <p>2最適化活動の活動目標については、(1)の最適化活動については、農地の耕作状況等を確認すること、農業者への声掛けや相談、総会への出席及び意見陳述等が該当します。農業会議からは、月6回以上の活動が望ましいとされ同様に設定しております。(2)については、強化月間は最低でも3回の設定が必要とされているため、3回と設定しました。(3)につきましては、推進委員の方1名以上、新規参入相談会に参加していただくことが目標とされております。いずれの目標設定についても、本町の実情とはすぐわない点もあり、達成が困難な目標設定もあるかと思いますが、目標としては、特に利用状況調査の活動を重点に、委員の皆様をお願いしたいと考えております。その際には、耕作されている方をみかけたら可能な声掛けをしてもらうなどして頂けたらと考えております。詳細については改めて説明の場を設けさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第18号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第2、議案第18号「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議長	<p>続いて、日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、萩原地区にある〇〇〇〇から〇〇〇〇に抜ける道にある田1筆でございます。現況としては、休耕状況であることを確認しました。</p> <p>譲渡人である〇〇〇〇氏は、今後も耕作予定がなかったところに、譲受人の〇〇〇〇氏の申し出があったため所有権を移転されることになりました。〇〇〇〇氏はこれまで、ご親族の農地で農業をされておりましたが、今後、経営規模を拡大されたいということです。農機具も十分に保有されており、耕作には問題ないものと思われまます。また、農地もご自宅から近く、適切に管理していただけるものと思えます。農作業の従事日数についても、申請書によると問題はありません。周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良正喜委員、お願いします。</p>
世良正喜委員	<p>事務局と6月16日に現地を確認してきました。</p> <p>申請地は事務局の説明のとおり、萩原地区の〇〇〇〇から〇〇〇〇に抜ける</p>

	<p>道にある田1筆で、現況は休耕の状態となっています。</p> <p>草刈をすれば、直ぐに耕作を開始することは可能な状況には管理されてきました。譲受人の〇〇〇〇氏はこれまでも、ご親族の農地で耕作をされており、今後経営規模を拡大されるということで、耕作予定の無い〇〇〇〇氏の農地を購入されることになったとのことです。〇〇〇〇氏は、農機具も十分に保有されており、これまで耕作経験もあることや申請地は自宅から100mほどに位置しており適切に管理していただけるものと思います。以上のことから、許可することについて問題ないものと判断しております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、</p> <p>日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、出来庭地区の〇〇〇〇の裏にある畑1筆でございます。現況としては、休耕状況であることを確認しました。</p> <p>譲渡人である〇〇〇〇氏は、今後も耕作予定がなく、不動産業者を通じて売地として譲り受け人を探しておられました。</p> <p>譲受人の〇〇〇〇氏は農業をしたいという希望があり、農地を探していたところ、不動産業者から提案があり、所有権を移転されることになりました。</p> <p>〇〇〇〇氏は、これまで、農業の経験がなく、農機具も保有されておりませんが、今後は、本等により勉強し、必要に応じ農機具を購入されるということで、耕作には問題ないものと思われまます。また、農地もご自宅から近く、適切</p>

	<p>に管理していただけるものと思います。農作業の従事日数についても、申請書によると問題はありません。周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。世良次生委員、お願いします。</p>
世良次生委員	<p>申請地は出来庭地区で、〇〇〇〇の道路を挟んで向かいの〇〇〇〇の裏に位置しております。</p> <p>6月13日に事務局と現地を確認しましたが、現状は草木が生い茂っておりました。耕作を開始するには少し手間がかかりそうな状況ではありますが、草刈り機があれば十分に対応できると思われます。</p> <p>譲渡人の方は、不動産業者を介して売りに出されていたということで、今後、荒廃する可能性があった中で、農地として耕作をしていきたいという方がおられたということは、とても良いことだと思われます。営農計画書では、農機具等は所有していないとのことですが、今後必要に応じて農機具を購入されるということですし、自宅からも車で3分弱の距離なので、適切に管理をしていただければと思います。この度の申請を許可することに問題はないものと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、</p> <p>日程第4、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第5、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請に</p>

	<p>ついて」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、呉地地区の〇〇〇〇を100mほど下ったところにある畑1筆でございます。現況としては、休耕状況であることを確認しました。</p> <p>譲渡人である〇〇〇〇氏は、今後も耕作予定がなく、農地に隣接した住宅とともに譲り受けて頂ける方を探しておられました。</p> <p>譲受人の〇〇〇〇氏は、現在、年齢も44歳ということで、平日は勤め先がある状況ではございますが、奥様と一緒に農業をしたいという希望があり、農地を探していたところ、住宅とともに農地を購入希望されたことから、所有権を移転されることになりました。</p> <p>〇〇〇〇氏は、これまで、農業の経験がなく、農機具も保有されておりませんが、今後は、本やインターネット等により勉強し、農機具についても譲受けられる予定ということで、耕作には問題ないものと思われまます。また、農地も自宅に隣接することになるため、適切に管理していただけるものと思ひます。農作業の従事日数についても、申請書によると問題はありませぬ。周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願ひします。</p>
稲垣委員	<p>呉地地区の農地を見に行きました。これにつきましては現状、畑として野菜を植えられている状況で管理されておられました。その横に家がありまして、その家を今回、〇〇〇〇さんが購入希望ということで、売りに出ている家を買われるということで、隣の農地を併せて買うということになり、農機具、耕運機や草刈機については、譲受られ、耕作をしていくということです。道路に隣接しており作業もしやすく現状も畑として管理されていることから、引き続き問題なく農地として利用できるものと思われまます。このまま農地を放置しておくとも荒廃していくので、〇〇〇〇さんが取得されるというのは良いことであると思ひます。大きな問題も無いと思われまますので、許可で良いと思ひます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第5、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第6、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、出来庭地区で〇〇〇〇を〇〇〇〇に向かって進行して、〇〇〇〇から約400m手前に位置する田2筆でございます。当該申請地については、昨年度実施した利用状況調査で、違反転用となっていることが判明した農地で、今年の1月に是正通知を送付した結果、始末書とともに申請書が提出されたものでございます。転用状況としましては、資材置き場となっております。農地法上では、違反転用に対し、工事の中止、原状回復等の命令や罰則等の規定もありますが、土地所有者に事情等を調査し、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れが無く、他法令による手続きについても問題がなければ、事後承認ということで、許可することも可能とされております。本件につきましては、町の関係課への確認で他法令では許可案件には該当しないことや現地確認の結果、周辺で農地等をしておられる方もなく、水路等の水の流れにも影響を及ぼすものではないため、事後承認による許可は可能であると判断させて頂きました。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>本議案については、既に転用されている農地について、事後承認という形で許可をすることになるため、農地利用最適化推進委員の調査については省略することとします。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>

議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第6、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第7、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第23号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、今年の3月20日に審議していただきました、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について、広島県との本協議が終了し、計画変更手続きが完了したため、農地法第5条の規定による許可申請が提出されたものでございます。申請地は、中溝地区の〇〇〇〇の南側に隣接した位置にある田7筆となります。現在休耕中であり、今後耕作予定の無い中で、太陽光発電としての利用推進の話があり、耕作放棄地として荒廃していくより、太陽光事業者へ売買して利活用を行っていただければと考えられ、所有権を移転されることとなりました。転用面積は、1,980㎡で、パネル設置枚数は158枚となっております。熊野農業振興地域整備計画の一部変更の際にもご説明をさせて頂いておりますが、代替地の検討については、名寄せ帳を提出いただき、その他に土地を所有しておらず、代替可能な土地はなく、その他、利用集積にも与える影響は無いと認められること、また、被害防除措置計画書によると、土地造成は行わないとされており、周囲への影響は及ぼさないとのことで許可相当と判断しております。以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>当案件については、令和5年3月20日に開催した令和5年第3回農業委員会で既に審議し、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告及び補足説明についても説明済みでありますので、農地利用最適化推進委員による説明は省略することとします。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>

議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第7、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第8、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、川角地区にある田3筆、畑1筆で、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かって100mほど先を右折し、100mほどしたところに位置しており、現況は休耕となっております。転用目的としましては、宅地となっております、転用面積は、1,422㎡で、申請地を含め約4,286㎡を宅地造成し17棟の住宅団地となる予定です。譲渡人は、譲受人から住宅団地用地として購入したいとの申し出があり、今後、耕作を行う予定もなく、管理していくことも難しく感じていたため所有権を移転されることとしました。その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。現在、他法令による手続きを進めておられ、本件とあわせて同時許可を行う予定です。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>現地は、〇〇〇〇から〇〇〇〇に行く大きな道があるんですけども、それをディオに向かって100mくらい行ったところを右に曲がった少し下がった所なんですけれども、その辺の一带を今、話があったように〇〇〇〇さんが宅地造成をその周辺の土地の売買とかをされておられて、〇〇〇〇さんもその流れの中で今回、〇〇〇〇さんが売買をされるということになっているよう</p>

	<p>です。この土地は昔から耕作はされていなかったのですが、草刈はされておられたのですが、元の所有者のお父さんも亡くなられ、跡取りの息子さんも2、3年前に亡くなられ、耕作される方がいなくなったことから、今回、売買契約に至ったのだと思います。この周辺が荒れていくよりも、こうして活用する方が近隣の方にとっても良いのではないかと思いますので、許可相当と思われると思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>日程第8、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、</p> <p>日程第8、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第9、報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、5月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案43ページから52ページまでのとおり、呉地2件、城之堀1件、計3件です。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は7月14日（金）に開催予定です。</p> <p>議案については7月6日（木）以降に事務局から送付予定です。</p>

	以上をもちまして、令和5年第6回熊野町農業委員会を閉会します。
--	---------------------------------